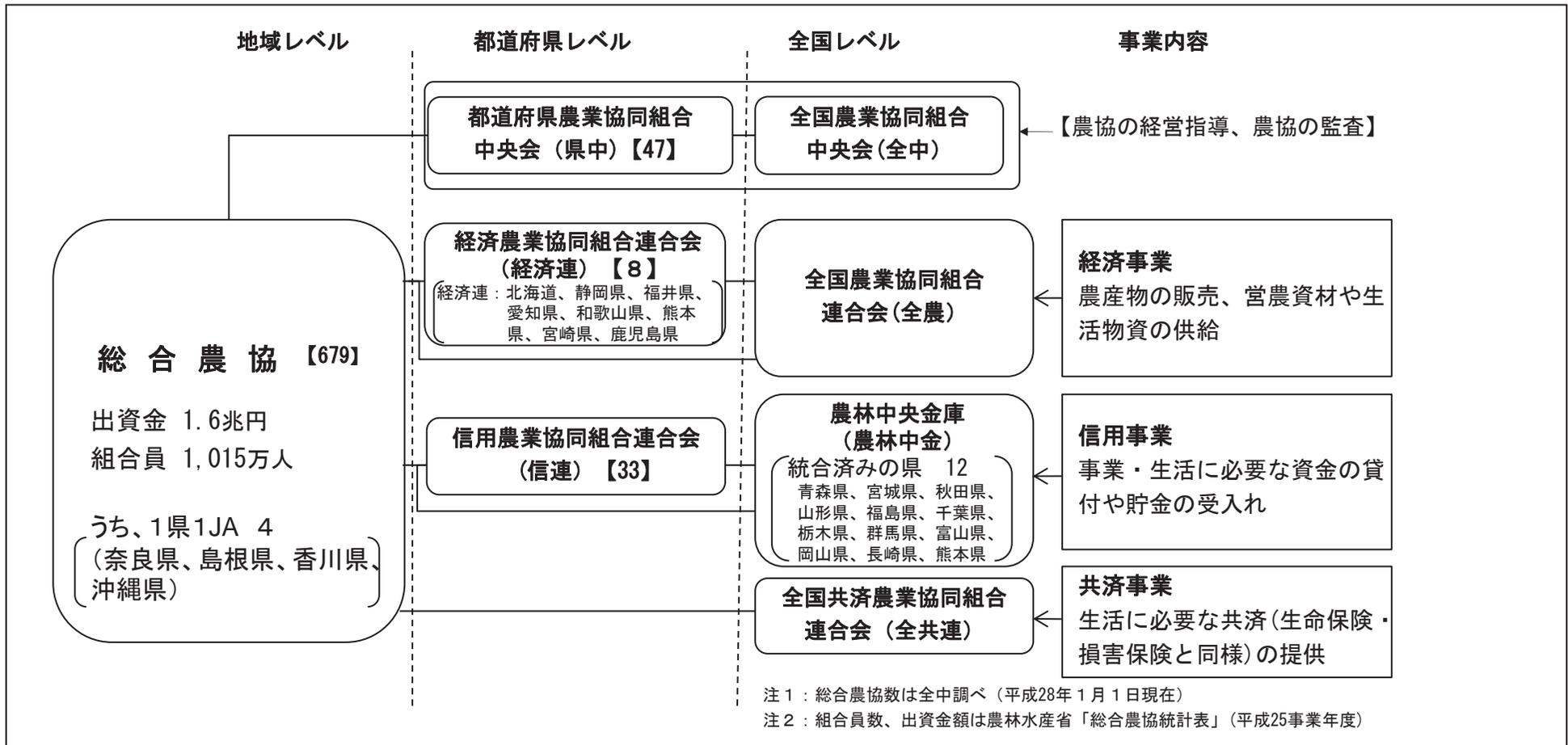


農協の組織

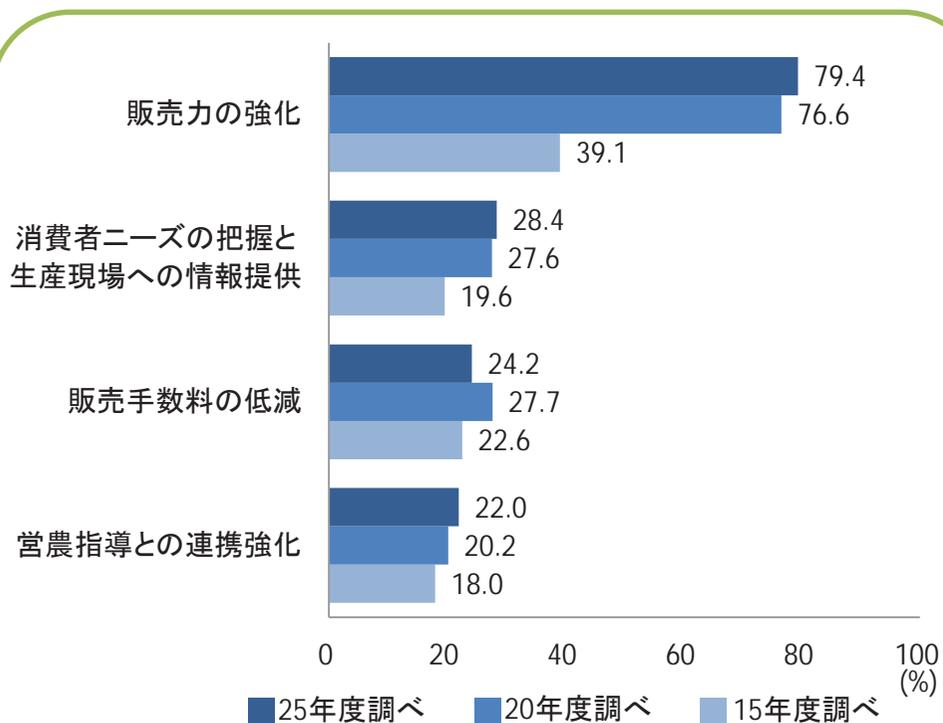


※ 農協には、上記の総合農協とは別に、専門農協(信用事業を行わず、畜産、酪農、園芸といった特定の生産物の販売・購買事業のみを行う農協)がある。専門農協数は681。組合員数は221千人(正:169千人、准:52千人)。
 注:農林水産省「平成25事業年度専門農協統計表」

農協への期待

農業者は、農協に販売力の強化、資材価格の引下げを求めている。

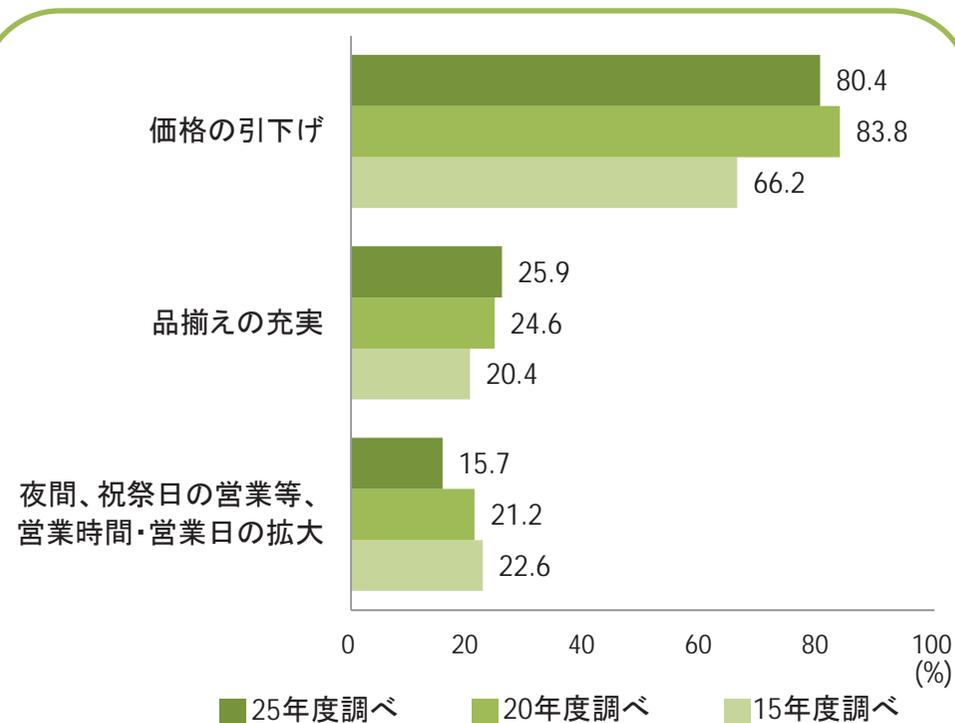
農協の農畜産物の販売事業に期待すること



資料) 農林水産省
 「農業協同組合の経済事業に関する意識・意向調査」(平成25年12月26日公表)(農業者モニター1,269人(回収率88.1%))
 「農業協同組合の経済事業に関する意識・意向調査」(平成21年3月26日公表)(農業者モニター2,500人(回収率84.1%))
 「農業生産資材等に関する意向調査」(平成15年11月11日公表)(販売農家3,000世帯(回収率59.8%))

注) この回答結果は、回答者に該当するものを2つまで選択してもらい、選択率が上位の回答を掲載したものである。

農協の農業生産資材の供給に期待すること



資料) 農林水産省
 「農業協同組合の経済事業に関する意識・意向調査」(平成25年12月26日公表)(農業者モニター1,269人(回収率88.1%))
 「農業協同組合の経済事業に関する意識・意向調査」(平成21年3月26日公表)(農業者モニター2,500人(回収率84.1%))
 「農業生産資材等に関する意向調査」(平成15年11月11日公表)(販売農家3,000世帯(回収率59.8%))

注) この回答結果は、回答者に該当するものを2つまで選択してもらい、選択率が上位の回答を掲載したものである。

独禁法の農協への適用について

- 独禁法上「協同組合」の行為の一部は独禁法適用除外となっており、農協も、この「協同組合」として取り扱われている。欧米においても、同様の取扱いが多い。

適用除外となる行為

- 組合としての共同行為(合法)
【容認される行為の例】
 - ・ 組合員の生産した農産物を農協が集荷し、まとめて販売
 - ・ 組合員が必要とする生産資材を、農協が注文を取りまとめ共同購入
 - ・ 組合員の委託を受けて、農協が行う乳業メーカーとの価格交渉

公正取引委員会は、平成23年4月、

- ① 農業者は依然として大企業に伍して競争し又は大企業と対等に取引を行うことのできる状況にはない
- ② 農業者や単位組合は農畜産物販売及び生産資材購入について自らの判断で取引先を選択できる
- ③ 適用除外制度があるために規制できない農業協同組合等の問題行為は特段認められなかったことを理由として連合会を含め農協等の適用除外制度を直ちに廃止する必要はないとの結論。

適用となる行為

- 不公正な取引方法を用いる場合
【違反となる事例】
 - ・ 組合員に対し、農産物の農協への出荷や肥料・農薬の農協からの買取を強制
 - ・ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり、農協からの購入を条件
- 農協が、組合としてでなく事業者としての立場で、他の事業者や農協と共同して、価格や数量の制限等を行う場合
【違反となる事例】
 - ・ 農協と他の金融機関が共同して学費の納付に係る口座振替手数料を徴収することに合意し、実行

農協・連合会の不公正な取引等については、公正取引委員会と農水省が連携して厳しく対処